

意見書「次世代環境技術の普及に関する要望」を公表

産業・科学技術委員会の下部組織、次世代環境技術研究会では、企業の持つ革新的な技術を利用することによって環境問題の克服につなげていくべき、との認識を持ち会員企業の事例をもとに、新しい技術の普及促進に向けた施策を検討してきた。2008年12月に発表した意見書「次世代環境技術の普及に関する要望」では、近年とりわけ社会の要請が高い地球温暖化対策に関する技術の普及促進に向けて、法制度の具体的な改善要望をあげて見直しを促している。

環境技術による地球温暖化防止への貢献

産業・科学技術委員会の下部組織、次世代環境技術研究会は、2007年9月に発足し、次世代環境技術の社会への普及を促進するために、研究会参加企業の取り組み事例から課題研究とその解決策を検討してきた。

研究成果の第一弾として各社の課題事例を分類・整理した「次世代環境技術の普及促進に向けて－中間とりまとめ－」（以下、「中間とりまとめ」）を08年6月に公表した。

その後、中間とりまとめにあげた課題事例をもとに、国への要望として意見書「次世代環境技術の普及に関する要望」（以下、「意見書」）をとりまとめ、2008年12月に公表した。

意見書では、①地球温暖化への本質的な解決策、②エネルギーの自給率向上・安全保障強化、③新たな産業競争力の源泉、の観点から、わが国の環境技術のさらなる発展が必要であることを基本的な問題意識として捉え、そのためには環境技術の普及を促進していくべきであると述べている。

意見書では、とりわけ社会の要請が高い地球温暖化防止・低炭素社会構築に向けた環境技術の普及促進のための施策を提案・要望している。

I. 自然エネルギー発電普及促進に向けた施策

まず、すでに市場導入が徐々に実現しつつある環境技術、とりわけ自然エネルギーの発電技術において、利用場を増やすことで、地球温暖化対策に資すると考え、施策要望として3点あげる。

1) 住宅用の太陽光発電施設は、

<意見書「次世代環境技術の普及に関する要望」要旨>

I. 自然エネルギー発電普及促進のための施策

- ・工場立地法で定める緑地面積の一部として太陽光発電施設の充当を屋上に限定して許容する
- ・グリーン電力証書の利用拡大のために、証書利用時のインセンティブを充実させる
- ・未利用の水の落差を活用した小水力発電装置の設置の許認可を迅速化する

II. 将来の実用化に向けた施策

- ・超電導ケーブルによる高効率送電の実現に向けて、冷凍機の保安管理を見直すことにより、実証実験を促進する

III. 民生部門（住宅、オフィス等）のCO₂削減のための施策

- ・家庭やオフィスの省エネ推進のために、建物と機器を含む住宅まるごとの省エネ指標を確立し、同時に指標に連動した減税等の導入インセンティブを確保していく

国の支援もあって普及しつつあるが、一方、工場等に設置する産業用に関しては、設置面積確保の難しさ等の観点によりあまり進んでいない。そこで工場を立地する際に必要な緑地面積、とりわけ工場周辺住環境に影響の少ない屋上に設置する太陽光発電施設の設置面積を緑地の代替として一部充当することによって、産業分野での利用を促進する。

2) 近年、太陽光に限らず風力・水力・バイオマス等により発電された自然エネルギーの環境価値を証書化した「グリーン電力証書」が、企業の環境自主行動のなかで利用されている。しかしながら証書の法的な位置付けがされていないために、利用は企業のCSRの取り組みにとどまっている側面がある。例えば、企業が国に対して地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の定期報告をする際に、購入した証書の分だけ報告量を差し引くなど、国が率先して利用できる場面を増やすことによって、グリーン電力証書の利用拡大が自然エネルギーの利用拡大につながるようにする。

3) ダムの河川維持放流水のように未利用の水力を有効活用するための小水力発電装置の設置では、必要な水利権取得に複雑な審査工程と多大な審査時間がかかることから、審査基準、手続きの透明化などをはかる。

II. 将来の実用化に向けた施策

つぎに、将来の実用化が期待される環境技術に対して、超電導ケーブ

ルによる高効率送電をあげている。超電導ケーブルを利用する際に不可欠な冷凍機は、ヘリウムやネオンといったガスを使用した新たな冷凍機が必要である。これらのガスは一般的な冷凍機で利用されるフルオロカーボン同様、極めて安定的であるにもかかわらず、冷凍機用に有効利用できるガスとして法が整備されていない。そのため、ガスの取り扱いについて厳格な管理(届出/許可等)が必要になっており、超電導ケーブルの実証実験を行う際に解決すべき1つの課題となっている。意見書では、ガスの特性と将来性を考慮し、これらのガスはフルオロカーボン並みに扱われることを要望している。

このように新たな技術を実用化するためには、実証実験の積み重ねによって信頼度を高める必要があり、そのための法整備も同時に実施されなければ、先行するわが国の技術が早晚、他国に追いつかれてしまうことが危惧される。

III. 民生部門(住宅、オフィス等)のCO₂削減のための施策

さらに、増加傾向にある住宅(やオフィスなど民生部門)のエネルギー消費をいかに抑えるかも大きな課題であり、その対策として住宅の「エコハウス」化を促進すべきである。

近年の住宅は、断熱材の性能向上、二重窓の普及、機密性改善などによって、エネルギーロスは大きく改善している。また、住宅の中で利用される家電機器は、主にトップランナー制度によって省エネ性能を飛躍

的に向上させた。さらに、住宅には太陽光発電や燃料電池のようなCO₂削減に期待がかかる新たな技術が普及しつつある。

しかし個々の技術は進化しているものの、バランスよく利用しなければ、省エネ効果は薄れる。たとえば、いくら省エネ暖房機器を導入しても、壁や窓から熱が逃げるようであれば、トータルで省エネに繋がらないなど、住宅全体の性能バランスが重要である。

一方、住宅全体でどれだけ省エネが進んだかを「見える化」する指標が無く、個々の技術の省エネ性能を最大限生かしていない可能性がある。

そこで住宅全体を単位とした総合的な省エネ指標の導入などを検討することによって省エネ効果の「見える化」を促進していくべきである。また、省エネ指標に連動した税の減免などインセンティブを与え、国民が積極的に省エネに投資する環境を構築すべきと主張している。

国家戦略的な産業政策によって、グローバル競争を勝ち抜き、環境技術を日本の新たなリーディング産業として成長させていくためには、産業界の自助努力のみならず国の強力なリーダーシップが不可欠であり、官民協調して環境技術の普及促進にむけた取り組みが不可欠である。

(産業部 中井明紀)